

シーフード産業と人権に関する

◎アンケート項目◎

企業名：三井物産株式会社

回答日 2021年5月7日

以下の質問への回答をお願い致します。

1. 水産業界における人権問題について

貴社は、本アンケート送付時点で、本事案で指摘されたような水産業界における人権問題（強制労働・奴隷労働・賃金問題など）について、把握されておりましたか。

把握しています。

2. 貴社における指導原則の実施方法・体制について

貴社は、水産業界における人権侵害（強制労働・奴隷労働・賃金問題など）を予防・軽減するために、具体的にどのような措置を実施されていますか。以下の各分野ごとに回答下さい。

(1) 人権方針の策定

中期経営計画 2023 において、ビジネスと人権をサステナビリティ経営における重点課題の一つに特定し、2020年8月、当社の人権に関する考え方をより明確にした上で取り組みを推進すべく、独立した人権方針を策定しました。

https://www.mitsui.com/jp/ja/sustainability/social/human_rights/

また、2007年12月に「サプライチェーンCSR取組方針」を策定しておりましたが、2020年8月に、社会の期待・要請の変化に応じて同方針を見直し、同方針を「持続可能なサプライチェーン取組方針」として改定し、同方針の遵守と実践に取り組んでいます。

https://www.mitsui.com/jp/ja/sustainability/social/supply_chain/index.html

(2) サプライヤーに対するトレーサビリティ（サプライチェーンの把握方法・体制）

上記のサプライチェーンマネジメント施策に加え、弊社は、持続可能な調達を推進する上で、トレーサビリティ確保の重要性を認識し、認証商品の取り扱いを拡充しています。（BAP認証商品の取扱量増など）

https://www.mitsui.com/jp/ja/sustainability/sustainabilityreport/2020/pdf/ja_sustainability_2020-11.pdf#page=5

(3) 人権デューディリジェンスの方法・体制

当社の事業活動に関係する人権への負の影響を特定、評価、防止、軽減するために人権

デューデリジェンスを実施しています。

2020年には独立した人権方針を策定。さらに「サプライチェーン CSR 取組方針」を「持続可能なサプライチェーン取組方針」として改定し、同方針を全サプライヤーに送付することで三井物産グループの考え方への理解と実践を求めています。

2020年3月期には、人権リスク評価を行い、特に人権リスクの高いリスク事業分野を特定しました。特定された高リスク事業分野のサプライヤーに対しては、2023年3月期までにすべての主要サプライヤーに対しサプライヤーアンケートを実施、必要に応じて是正提案を行っています。また、毎年、現地調査も実施し、必要に応じ助言・指導を行っています。その他、社員への人権意識向上のため研修を実施しています。

詳細につきましては当社 Web ページをご参照ください。

https://www.mitsui.com/jp/ja/sustainability/social/supply_chain/index.html

(4) 対話・救済手続（グリーンバンスメカニズム）の方法・体制

弊社ホームページでは、一般の方およびステークホルダーの方からのお問い合わせ窓口を設置しております。

<https://www.mitsui.com/jp/ja/contact/index.html>

(5) その他

3. サプライヤーに対するトレーサビリティに関する状況について

(1) 貴社は、水産品について、サプライヤーをどこまで把握していますか（一次、二次、三次、およびそれ以降）。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先を記載してください。

弊社の水産品を取り扱う子会社では、1次サプライヤー及び一部の2次サプライヤーまでを把握しています。

(2) 水産業のサプライチェーンについて調査やモニタリングをどのように実施していますか（基準または手順等）。

新規サプライヤーとの取引に当たっては、事業ごとの環境・社会リスクをまとめた ESG デューデリジェンスチェックリストや事業別環境・社会リスクヒートマップを活用し、各事業部において、汚染の予防、気候変動、生態系、水ストレス、人権等について ESG 影響評価を行っています。また、新規取引開始時には、全サプライヤーに対し、持続可能なサプライチェーン取組方針への理解と実践を要請しています。

既存事業およびサプライヤーに対しても、サプライヤーアンケートの実施を通じ、気候変動、生物多様性、環境管理、人権、労働安全衛生等の社会課題に関する事業の実態把握に努めるほか、現地訪問調査を実施し、必要に応じ助言・指導を行っています。

(3) 貴社は、貴社の人権方針（ないしその他の調達コード等）に基づき、サプライヤーに対して人権尊重を求めるために、特にどのような措置を実施されていますか。

2021年3月期には、当社事業本部、海外拠点および当社子会社の全サプライヤーに対し、「持続可能なサプライチェーン取組方針」への理解と実践を要請する書状を送付しました。今後も継続して新規サプライヤーに対し同方針を送付し、当社方針の周知を図ってまいります。アンケート調査、サプライヤー現地訪問調査では、必要に応じ助言・指導を行っています。

4. 人権デューデリジェンスの実施状況

(1) 人権デューデリジェンスプロセスまたは人権リスク評価を定期的実施していますか。実施しています。当社は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」にのっとり、2020年3月期に外部専門家を起用し、当社および海外現地法人の取扱商品、連結子会社の主要事業を対象にサプライチェーン上の人権について、人権リスク評価を実施しました。人権リスク評価において、高リスクと判定した商品については、2023年3月期までにすべての主要サプライヤーに対してサプライヤーアンケートを実施する計画です。当社は、サプライヤーとともに、サプライチェーン全体での人権尊重の理解促進と実践を進めていきます。

(2) 人権デューデリジェンスプロセスについての過去の調査レポートを公開しましたか。ある場合は、リンクを貼り付けてください。非公開の場合は、その理由を回答ください。サステナビリティレポートおよび当社ウェブサイトで開催しています。

人権

https://www.mitsui.com/jp/ja/sustainability/social/human_rights/index.html

サプライチェーンマネジメント

https://www.mitsui.com/jp/ja/sustainability/social/supply_chain/index.html

(3) 人権デューデリジェンスプロセスにおいて、サプライチェーン上の労働者（漁船の乗組員を含む）に対する新型コロナウイルス対策の有無・内容について確認していますか。確認している場合は、その具体的内容（確認項目・確認結果含む）を回答ください。

「持続可能なサプライチェーン取組み方針」に基づき、三井物産は、サプライヤーをはじめとする取引先に対して、労働・職場環境における、安全・衛生を確保することの理解と実践を求めています。

5.対話・救済手続（グリーンバンスメカニズム）の実施状況

上記2(4)の体制について、水産業に従事する船上の労働者がアクセスすることのできるグリーンバンスメカニズム（対話・救済手続）を設置している場合、本アンケート回答時までの実施状況（相談件数、相談内容、相談に対する対応内容等）を回答ください。

弊社ホームページでは、一般の方およびステークホルダーの方からのお問い合わせ窓口を設置しており、20年3月期のご相談件数はゼロでした。

6. ステークホルダーエンゲージメント

上記の体制構築・実施に際して行われている、下記のステークホルダーとのエンゲージメントの内容（頻度、テーマ、経営への反映など）について回答ください。

弊社は、社会との関わり、対話を大切にしています。詳細は以下ご参照ください。

ステークホルダーとの対話

<https://www.mitsui.com/jp/ja/sustainability/philosophy/stakeholder/index.html>

ステークホルダーとの対話を通じて、弊社の役職員一人ひとりが、社会からの期待や要請を確り把握した上で、市場の環境変化に適応しつつ自らを絶え間なく進化させ、事業活動を通じて当社らしい価値を創造し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

・労働組合

経営概況や方針、および人事制度の運用や人材育成に関する経営幹部との対談、各部門内での組織長との意見交換の場（2020年3月期 計19回）を積極的に設ける等、健全な関係を維持しつつ各種の課題に労使協働で取り組んでいます。

・NGO

「三井物産環境基金」を通じて、環境問題の解決につながるNPO・NGO等の研究・活動への支援など行っています。

・投資家

株主総会、IR説明会、IRやSR（議決権行使・責任投資部門）との個別エンゲージメントなどを実施しています。

・国際機関

「ビジネスと人権に関する指導原則」及び国連グローバル・コンパクトの10原則を支持し、これらの原則に基づいて事業活動を行っています。

・その他

世界中の国や地域におけるさまざまな事業活動・社会貢献活動を通じて、各国・地域の社会・経済の持続可能な成長・発展に寄与し、地場産業の育成や雇用の創出、インフラ基盤の整備、住民生活の向上、教育環境の整備等地域社会との共生を目指しています。

7. 本件に対する対応

上記1で、把握していると回答された場合、本レポートで言及された事案について、上記2ないし5の人権デューデリジェンスやグリーンバンスメカニズム等の社内システムでどのように対応されたか回答ください。

人権リスク評価において、食料品についても高リスク分野と認識し、上述の通りサプライヤーへの法令や国際規範の遵守はもとより、当社「持続可能なサプライチェーン取組方針」の理解と実践の要請、およびサプライヤーアンケートや実態調査を通じた実態把握と是正に努めています。

8. 貴社における困難・障害

水産業界における人権状況を改善し、持続可能な水産業を実現する上でどのような困難・障害（法令の欠如、技術不足、産业内での協力体制など）があるか、回答ください。

取引先を通じてサプライチェーン上の人権問題に取り組んでいますが、長いサプライチェーンの中で最終的な漁船労働者等までトレーサビリティを確保することが難しい場合があります。また、消費者の行動無くして根本解決はできず、最終消費者へ「持続可能な消費」や「エシカル消費」の考え方の浸透が欠かせないと考えます。